

令和6年度「大分県燃料電池フォークリフト導入支援事業」公募要領

水素社会の実現に向けた燃料電池車両の普及及び水素利活用の促進を図るため、燃料電池フォークリフトの購入に要する経費に対して、予算の範囲内で補助を実施するもの。

1 申請受付期間

令和6年4月15日（月）～令和7年3月31日（月）

2 補助対象者

補助対象者
1 以下に掲げる、全てを満たす者。 (1) 燃料電池フォークリフトを大分県内に設置し、使用する個人事業者又は法人（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）、又は燃料電池フォークリフトを購入し、リース契約等（補助金の額に相当する額を減額して使用料が設定されたものに限る。）により大分県内に設置し、使用する者に使用させるリース事業者 (2) 燃料電池フォークリフトの導入について、国補助金の交付決定を受けた者
2 次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。） (2) 法人等であって、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員又は暴力団関係者に該当する者がいる者 (3) リース契約等により、所有する燃料電池自動車を暴力団又は暴力団関係者に使用させるリース事業者

3 補助対象経費

国補助金の補助対象経費から国補助金の交付決定額を除いた経費

4 補助率、補助上限額等

補助対象者	補助率	補助上限額（千円）
補助対象となる燃料電池フォークリフトを導入する中小企業	1 / 2 以内	3,000
補助対象となる燃料電池フォークリフトを、中小企業に対し、ファイナンスリース（転リースを含む）により提供する契約を締結するリース事業者		
補助対象となる燃料電池フォークリフトを導入する大企業	1 / 4 以内	1,500
補助対象となる燃料電池フォークリフトを、大企業に対し、ファイナンスリース（転リースを含む）により提供する契約を締結するリース事業者		

※交付申請額は千円未満切り捨て

4 申請方法

申請は、原則として大分県スマート申請システムによるものとする。

<令和6年度大分県燃料電池フォークリフト導入支援事業交付申請>

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/3196553661034613691>

5 提出書類

- ・大分県燃料電池フォークリフト導入支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）

【添付資料】

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) 申請者が分かる資料
(法人登記簿写し（個人事業主の場合は営業許可証・開業届書・確定申告書の写し）
及び申請者の概要・事業概要が分かるパンフレット等)
- (5) 国補助金の交付決定通知書
- (6) 導入予定の燃料電池フォークリフトの概要が分かる資料（仕様書・カタログの写し等）
- (7) その他知事が必要と認める書類